

議案第 3 号

我孫子市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

市の農地面積が減少したため、農業委員会等に関する法律施行令に定められた定数の基準に従い、我孫子市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を 1 人減員するため提案するものです。

我孫子市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部
を改正する条例

我孫子市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成27
年条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
農業委員会等に関する法律（昭和26 年法律第88号）第18条第2項の規定に より、我孫子市農業委員会の農地利用 最適化推進委員の定数は、 <u>7人</u> とする。	農業委員会等に関する法律（昭和26 年法律第88号）第18条第2項の規定に より、我孫子市農業委員会の農地利用 最適化推進委員の定数は、 <u>8人</u> とする。

附 則

この条例は、令和4年4月29日から施行する。